

令和8年度三重の伝統産業担い手確保事業業務委託
業務仕様書

1 目的

三重県には、豊かな自然や歴史文化に育まれながら脈々と受け継がれてきた伝統産業・地場産業が多数あります。一方で、社会環境の変化による消費離れのほか、製造事業者数の減少、従事者の高齢化、後継者不足など、様々な課題を抱えています。

そこで、これまで受け継がれてきた本県の伝統産業を維持・発展させていくために、伝統産業の担い手を希望する学生等を対象とした実践的なインターンシップや職場体験ツアー、首都圏における魅力発信イベントを開催し、次世代の担い手確保を図ることを目的とします。

2 業務名称

令和8年度三重の伝統産業担い手確保事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務概要

①担い手確保インターンシップの実施（1回以上）

事業概要

伝統産業の就業を希望している学生等を対象に、実際の就業をイメージできるようなインターンシップを実施し、学生と事業者をマッチングさせ、就業につなげること

<対象>

- ・ 三重県内の国指定伝統的工芸品産地組合および製造事業者、三重県指定伝統工芸品指定事業者(1事業者)
- ・ インターンシップ参加者(6名程度/回)

<内容>

- ① インターンシップ(2泊3日を想定)
- ② 受入事業者のフォローアップ・個別相談業務
- ③ インターンシップ参加者のフォローアップ・個別相談業務

(ア) 受入事業者の募集・選定

- ・ 本県の伝統産業事業者や産地組合を対象に、事業に参加するきっかけとなるよう他県の成功事例等をふまえた事業説明を実施すること。
- ・ 募集案内や説明会等に必要な資料は受託者において作成することとするが、事業者への告知や申込受付、問い合わせは県が行うこととする。
- ・ 受入事業者の選定にあたっては県と調整の上、必要に応じて面談等を実施し決定すること。

(イ) 参加者募集・選定

- ・ 参加費は無料とする。
- ・ 参加者は、在学中の学生や卒業生等のうち、伝統産業の就業に興味関心のある者及び技術を習得して職人になりたいと考えている者（令和9年度又は令和10年度に就業を

希望している者を基本とすること)。

- ・ 参加者の募集については、大学等の就職支援を行う部署（キャリアセンター等）に協力を依頼し、ちらし・ポスター等の作成・送付により学生等に周知を図ること。
- ・ SNS等を活用するなど、伝統産業の就業を希望している学生等に対し、関心を高める工夫を行うなど、効果的なPRを行うこと。
- ・ 参加者募集の受付、問い合わせを含む管理一式を行い、選定にあたっては、希望する職種や移住して就職することに対する熱意等について、オンライン等で面談を行った上で、受入事業者及び県と協議して選定すること。

（ウ）インターンシップの実施

<全体>

- ・ インターンシップの実施にあたっては、効果的な実施方法を提案し、円滑に行うこと。
- ・ 内定者を1名以上出せるよう努めること。

<日程>

- ・ 宿泊を含む2泊3日の日程で行うこととし、日程の決定にあたっては、学生等が参加しやすい時期を考案し、事前に受入事業者、県と調整を行ったうえで、決定すること。

<旅費・移動>

- ・ 参加者の居住地から集合、解散場所までの旅費（交通費・宿泊費等）は、原則参加者の負担とし、これらの手配については、参加者が自ら行うものとする。
- ・ 遠隔地の参加者も参加しやすいように集合場所を工夫するとともに、集合場所から受入事業所までの交通手段を用意すること。

<実施内容>

- ・ 事前に県と受入事業者で実施内容の調整を行い、受入事業者が参加者を円滑に受け入れることができるよう支援すること。
- ・ インターンシップの内容は、就業イメージができるよう、単に説明を受けるだけでなく、実際の作業体験や職人等との意見交換の場を設け、業務内容や伝統産業への理解を深めるものとする。
- ・ インターンシップの中で本県や該当市町の住環境や魅力等について、参加者に説明する時間を設けること。また、必要に応じて本県や該当市町の移住支援制度を利用できるように、参加者にアドバイスを行うこと。

<その他>

- ・ 事故等に備え、参加者には適切な保険に加入させること。

（エ）インターンシップ実施後のフォローアップ体制

- ・ インターンシップ実施後は、採用に向けて、受入事業者からの相談、受入体制を整え、指導等を行うこと。
- ・ 受入事業者からの採用内定を得た参加者が出た場合は、対面またはオンラインで面談し採用までのフォローアップを行い、採用後も継続して働き続けられるよう助言等を行うこと。

②職場体験ツアーの実施（2回程度）

事業概要

伝統産業の職に興味関心がある学生等を対象に、現場や働き方を知っていただき、職業理解を深めることを目的とした職場体験ツアーを実施すること

<対象>

- ・ 三重県内の国指定伝統的工芸品産地組合および製造事業者、三重県指定伝統工芸品指定事業者(2～3事業者)
- ・ 職場体験ツアー参加者(6名程度/回)

<内容>

- ① 職場体験(1泊2日を想定)
- ② 受入事業者のフォローアップ
- ③ 職場体験ツアー参加者のフォローアップ

(ア) 受入事業者の募集・選定

- ・ 本県の伝統産業事業者や産地組合を対象に、事業に参加するきっかけとなるよう事業説明を実施すること（①担い手確保インターンシップと併せて開催することも可とする）。
- ・ 募集案内や説明会等に必要な資料は受託者において作成することとするが、事業者への告知や申込受付、問い合わせは県が行うこととする。
- ・ 受入事業者の選定にあたっては県と調整の上、必要に応じて面談等を実施し決定すること。

(イ) 参加者募集・選定

- ・ 参加費は無料とする。
- ・ 参加者は、在学中の学生や卒業生等のうち、伝統産業の職に興味関心がある者とする。
- ・ 参加者の募集については、ちらし・ポスター等の作成・送付により周知を図ることとし、必要に応じて、大学等の就職支援を行う部署（キャリアセンター等）に協力を依頼すること。
- ・ 参加者の選定にあたっては、申し込み時の記載内容やオンライン等で面談を行った上で、受入企業及び県と協議して選定すること。
- ・ 参加者募集の受付、問い合わせを含む管理一式を行い、選定にあたっては、将来の目標や熱意等について、書面審査や必要に応じてオンライン面談を行った上で、県と協議して選定すること。

(ウ) 職場体験の実施

<全体>

- ・ 職場体験の実施にあたっては、効果的な実施方法を提案し、円滑に行うこと。

<日程>

- ・ 日程の決定にあたっては、学生等が参加しやすい時期を考案し、事前に受入事業者、県と調整を行ったうえで、決定すること。
- ・ 2～3事業者を訪問できるよう行程を組み、アテンドを行うこと。

<旅費・移動>

- ・ 参加者の居住地から集合、解散場所までの旅費（交通費・宿泊費等）は、原則参加者

の負担とし、これらの手配については、参加者が自ら行うものとする。

- ・ 遠隔地の参加者も参加しやすいように集合場所を工夫するとともに、集合場所から受入事業所までの交通手段を用意すること。

<実施内容>

- ・ 事前に県と受入事業者で実施内容の調整を行い、受入事業者が参加者を円滑に受け入れることができるよう支援すること。
- ・ 職場体験の内容は、伝統産業を知り、就業イメージができるよう、単に説明を受けるだけでなく、実際の作業体験の場を設け、業務内容や伝統産業への理解を深めるものとする。

<その他>

- ・ 事故等に備え、参加者には適切な保険に加入させること。

③首都圏における魅力発信イベントの実施（1回以上）

事業概要

伝統産業事業者と若者が交流する場を設け、職としての魅力を発信するためのイベントを首都圏で実施すること

（ア）イベントの企画・運営

- ・ 本県の伝統産業事業者をゲストに迎え、伝統産業の魅力を伝え、若者の興味関心を引くことを目的としたイベントを考案し、実施すること

<日程>

- ・ 土日祝のうち1日程度とし、決定にあたっては、上記インターンシップも踏まえた効果的な時期とし、事前に県と協議すること。

<会場>

- ・ 集客を行い、多方面からのアクセスが可能な首都圏（東京都区部）で行うことし、会場選定にあたっては、事前に県と協議すること。

<実施内容>

- ・ イベント内容は、トークセッションやワークショップ、伝統工芸品の展示等とし、若者に訴求できる内容となるよう、県と協議すること。
- ・ イベントゲストはテーマに即した者とし、委託料に報償費や旅費など必要経費を含めること。
- ・ 伝統工芸に興味関心のある若者を集客できるよう、集客力を高める工夫を行うこと。
- ・ 参加者募集、ゲストとの調整、必要備品の手配、会場の手配や設営・運営・撤去など開催にかかる一切の業務を行うこと。

④効果検証

- ・ 各事業実施終了後、受入事業者や参加者に対し、アンケート調査やヒアリング等で効果検証を行うこと。
- ・ 調査内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を検討し、県と協議のうえ決定すること。

⑤情報発信

- ・ インターンシップ、職場体験及び首都圏イベントの様子について、メディアや県公式SNSを活用し、情報発信すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（Word または Excel）を提出するものとする。

a 受託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。

b 記載内容には、以下の内容を織り込むこと。

- ① 担い手確保インターンシップの実施内容
- ② 職場体験ツアーの実施内容
- ③ 首都圏における魅力発信イベントの実施内容
- ④ アンケート調査やヒアリング等による効果検証
- ⑤ メディア等による情報発信の内容

イ 提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、**別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」**を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、**個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条**により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転

するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：岡本、小久保

電話：059-224-2336 電子メール：eigyo@pref.mie.lg.jp